主な指摘事項等

【通所系】通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
通所リハビリテーション

【訪問系】訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

令和７年度越谷市介護保険サービス集団指導
福祉部福祉総務課

本資料の内容

１. 実地指導の主な指摘事項

２. 法定研修・委員会等まとめ（最低基準）

３. よくある質問

４. 令和６年度報酬改定のポイント
〈主な減算について〉

１.実地指導の主な指摘事項

・衛生管理等について
・業務継続計画の策定等について
・虐待防止措置について
・運営規程について
・生活相談員の配置について
・認知症介護に係る基礎的な研修の受講について
・加算算定に係る不備について
・同一敷地内建物等へのサービス提供について

衛生管理等について　【全サービス】

委員会や指針の整備、研修及び訓練を以下のとおり実施してください。

委員会 （６月に１回）	指針	研修 （年１回）	訓練(シミュレーション) （年１回）
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するもの。 開催結果を従業者へ周知すること。 他の会議体と一体的に設置・運営可。 他事業者と連携した実施も可。	感染症の予防及びまん延の防止のために、以下を規定すること。 ・平常時の対策 ‣事業所内の衛生管理（環境の整備等） ‣ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策） ・発生時の対応 ‣発生状況の把握 ‣感染拡大の防止 ‣関係機関との連携 ‣行政等への報告 参考:「介護現場における感染対策の手引き」	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの。	感染症が発生した場合を想定した対応の訓練(シミュレーション)として、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を行うもの。実施手法は実地でも机上でも可。

業務継続計画の策定等について　【全サービス】

業務継続計画(BCP)を策定し、研修及び訓練を以下のとおり実施してください。

種別	内容	研修 （年１回）	訓練(シミュレーション) （年１回）
感染症	a. 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b. 初動対応 c. 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。 感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも可。	感染症の発生を想定し、事業所内の役割分担の確認や、実践するケアの演習等を行う。 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも可。 実施手法は実地でも机上でも可。
災害	a. 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b. 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c. 他施設及び地域との連携	業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。	災害の発生を想定し、事業所内の役割分担の確認や、実践するケアの演習等を行う。 非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも可。 実施手法は実地でも机上でも可。

虐待防止措置について　【全サービス】

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会や指針の整備、研修を実施し、担当者を置いてください。　⚠未実施により減算適用した事例あり

委員会 （定期的）※年１回を推奨	指針	研修 （年１回＋採用時）	担当者
以下のような事項について検討すること。 イ　事業所内の組織 ロ　指針の整備 ハ　職員研修の内容 ニ　相談・報告できる体制整備 ホ　市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 ヘ　虐待等の発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策 ト　再発の防止策の効果についての評価 開催結果を従業者へ周知すること。 他の会議体と一体的に設置・運営可。他事業者と連携した実施も可。	以下のような項目を盛り込むこと。 イ　基本的考え方 ロ　事業所内の組織 ハ　職員研修に関する基本方針 ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ　成年後見制度の利用支援 ト　虐待等に係る苦情解決方法 チ　利用者等に対する指針の閲覧 リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項	虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき虐待の防止の徹底を行うもの。	委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

運営規程について　【全サービス】

- 令和３年度基準省令及び市条例の改正における追加項目である「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が漏れている例がありました。
- 以下の市条例独自の項目について記載が漏れている例がありました。

「個人情報の取扱い」　【全サービス共通】

「地域との連携等」　【認知症対応型通所介護】
【定期巡回随時対応型訪問介護看護】

点検のうえ、漏れがあれば変更し、介護保険課へ届出を行ってください。

生活相談員の配置について

【通所介護】【地域密着型通所介護】
【認知症対応型通所介護】

生活相談員が配置されていない日がありました。

- 指定基準では、生活相談員は「サービスの提供日ごと」に「サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数」を「サービス提供時間数」で除して得た数が１以上となる配置が必要となります。
- ここで言う「サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数」とは実労働時間（休憩時間含む）のことであり、有給休暇の時間を含めることはできません。生活相談員が不在の日については、別の従業者を生活相談員として配置する等の必要な措置を講じてください。

認知症介護に係る基礎的な研修の受講について

【通所介護】【地域密着型通所介護】【認知症対応型通所介護】【通所リハビリテーション】【訪問入浴介護】

認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない従業者がいました。

- 令和６年４月１日から、介護サービス事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化されています。
- 詳細については、厚生労働省Ｑ＆Ａより抜粋して紹介します。

⇒次頁へ

「令和6年度介護報酬改定に関するQ＆A (Vol.1) (令和6年3月15日) 」(介護保険最新情報 Vol.1225)

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

問 155　受講義務付けの対象外となる医療・福祉関係の資格について、日本以外の国の医療・福祉系の資格を保有している者は受講が免除となるか。

（答）

日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つ者については、免除とはならない。

問 156　柔道整復師、歯科衛生士については、受講義務付けの対象外か。

（答）

柔道整復師、歯科衛生士ともに、受講義務付けの対象外として差し支えない。

問 157　訪問介護員（ヘルパー）研修３級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

（答）

訪問介護員（ヘルパー）研修３級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格ともに、受講義務付けの対象となる。

問 158　介護保険外である有料老人ホーム等の施設職員や、病院に勤務している者も受講義務付けの対象となるか。

（答）

特定施設では無い、介護保険の対象外である病院勤務の職員は受講義務づけの対象外である。なお、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

問 159　当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

（答）

当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後１年間の猶予期間を設けている。

問 160　事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。

（答）

・　貴見のとおり。

・　本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる。

※　令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 3）（令和３年３月 26 日）問６は削除する。

問 161　「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容か。

（答）

「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定している。

問 162　現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても義務付けの対象となるか。

（答）

現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外であるが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

問 163　母国語が日本語以外の者を対象とした教材はあるか。

（答）

日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語のｅラーニングシステムを整備している。また、日本語能力試験の N4 レベルを基準とした教材も併せて整備している。

（参考）認知症介護基礎研修ｅラーニングシステム（認知症介護研究・研修仙台センターホームページ）

https://dcnet.marutto.biz/e learning/languages/select/

※　令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 3）（令和３年３月 26 日）問 10 は削除する。

加算算定に係る不備について　【通所リハビリテーション】

リハビリテーションマネジメント加算 (イ)(ロ)(ハ)

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し行う、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供に関する記録がなく、情報提供しているか確認できませんでした。
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し行う、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言に関する記録がなく、指導及び助言をしているか確認できませんでした。
- 栄養アセスメントについて、「低栄養状態のリスク」及び「解決すべき栄養管理上の課題」を利用者又はその家族に対し説明をしていませんでした。【(ハ)のみ】

栄養アセスメント加算

- 「低栄養状態のリスク」及び「解決すべき栄養管理上の課題」を利用者又はその家族に対し説明をしていませんでしたので、説明し、相談等に必要に応じ対応してください。

同一敷地内建物等へのサービス提供について　【訪問介護】

令和6年4月から9月末までに提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上となっており、同年11月から12%減算の対象となるところ、10%減算により請求していました。

➢ 令和６年度報酬改定により、新たに設けられた減算区分です。
令和７年度以降の判定期間と減算適用期間は、以下のとおりです。

	判定期間	減算適用期間
前 期	3月1日～8月31日	10月1日～3月31日
後 期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日

★具体例（毎月の利用者数は固定と仮定）

・利用者数が合計で50名

・そのうち事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者が49人

「事業所と同一敷地内建物等に居住する49人の利用者」について、15%減算の適用となる50人を下回っているため、10%減算が適用されるように考えられますが、全体の利用者数に占める割合が90%を超えていることから、12%の減算が適用されます。

２.法定研修・委員会等まとめ(最低基準)

法定研修・委員会等まとめ(最低基準)

項目	計画・指針等	委員会	研修	訓練	減算
BCP	感染症計画策定	—	年1回 ※感染症研修と一体可	年1回 ※感染症訓練と一体可	未策定減算 P.18参照
	災害計画策定	—	年1回	年1回 ※非常災害対策訓練と一体可	未策定減算 P.18参照
感染症	指針整備	6月に1回	年1回	年1回	—
虐待	指針整備	定期的	年1回 +採用時	—	未実施減算 P.19参照
身体拘束	記録作成	—	—	—	—

注）福祉用具貸与の高齢者虐待防止措置未実施減算は令和9年4月1日から適用
　　特定福祉用具販売は減算なし

３.よくある質問

・レイアウト変更による変更届について

Ｑ．事務所のレイアウトを変更しました。変更届は必要ですか。

Ａ．事業所の専用区画内における、机、パソコン、ロッカー等の可動物品の増減や配置変更の場合は、届出不要です。
一方、届出をしている事業所の専用区画に変更がある場合は、介護保険課へ届出が必要です。
例えば、相談室を届出時とは異なる部屋へ移す場合や、事務所内に新たに別の事業所を立ち上げ、事務スペースを区分けしたり、相談室を共用スペースにする場合等が専用区画の変更に該当します。

４. 令和６年度報酬改定のポイント

・業務継続計画未策定事業所に対する減算
・高齢者虐待防止措置未実施の事業所に対する減算
・重要事項のウェブサイトへの掲載

業務継続計画未策定事業所に対する減算

(1) 対象サービス

→居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス

(2) 令和6年4月1日から義務化

(3) 業務継続計画未策定減算

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

・施設・居住系サービス

→所定単位数の３％に相当する単位数を減算

・その他のサービス

→所定単位数の１％に相当する単位数を減算

高齢者虐待防止措置未実施の事業所に対する減算

(1) 対象サービス

→居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス

(2) 令和6年4月1日から義務化

(3) 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- 委員会の開催
- 指針の整備
- 研修の実施
- 担当者を置くこと

一つでも講じられていなければ減算となります

「令和６年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」問167

→所定単位数の１％に相当する単位数を減算

福祉用具貸与については令和9年4月1日から適用

重要事項のウェブサイトへの掲載

(1) 対象サービス

→全サービス

(2) 令和7年4月1日から義務化

(3) 法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムに掲載すること